議第7号

第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正

上記の修正案を別紙のとおり山梨県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

第17号令和3年度山梨県一般会計予算の第2款総務費、第1項総務管理費、第15目訟務費及び債務負担行為の一部等を修正する必要がある。 これが、この修正案を提出する理由である。

令和3年3月24日

提出者

山梨県議会議員

望 皆 浅 市 土 飯 佐 別 川 川 橋 島 野 弘 佐

議第7号 第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正

第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ「529,281,004千円」を「529,083,121千円」に修正する。 第1条第2項 「第1表 歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

第1表 歲入歲出予算

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

歳 入

	j	款				項		金額
1 1	!		税					87,493,569
	गर		175					87,691,452
				1	県	民	税	31,001,667
				1	木		196	31,199,550
		歳	7	合		計		529,083,121
		<i>师</i> 义	八			ΠI		529,281,004

歳出

	款			-	項			金額
2 総	務	費						32,658,267
∠ /%心	4カ	貝						32,856,150
			1 3	総務	管	理	費	14,424,652
			1 1	心 分	E	垤	貝	14,622,535
	歳	出	\triangle	=_	L			529,083,121
	<i>河</i> 灭.	Ш	合	百				529,281,004

第4条 「第4表 債務負担行為」を次のとおり修正する。

第4表 債務負担行為

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

事	項	期	間	限	度	額
け請求(住民訴訟)事件の関われている貸付契約が無効で令の解釈適用などが論点としいて訴訟代理委任契約を締結るものに限る。)。	ウ)第6号損害賠償請求義務付連訴訟(同住民訴訟において争あることや貸付契約に対する法て含まれる訴訟をいう。)につすること(令和3年度に締結すウ)第6号損害賠償請求義務付連訴訟について委託契約を締結	が終了した	に係る訴訟:日から3月	機関の委員等の報 に準じて支払う費 及び裁判所におい の費用)及び訴訟 的利益の額を基準 報酬等基準に規定 た報酬の額の合計 後に実際に支払っ 消費税及び地方消	酬及び賞、 開弁備書で代とする で理せる でするから手を が着を が着を が着を が着を が着を が着を が着を が着	約事件に係る経済 日本弁護士連合会 法に基づき算定し 代理委任契約締結 除した額に同額の

第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正に関する説明書歳入歳出予算事項別明細書

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

1 総 括

(歳 入)

		悥	ל		本年度予算額	前年度予算額	比較
1	旧紐				87,493,569		△ 4,319,883
1	1 県税				87,691,452	91,813,452	△ 4,122,000
	华	7	合	計	529,083,121		71,398,333
	歳 入	人		ĒΙ	529,281,004	457,684,788	71,596,216

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
2 総務費	32,658,267 32,856,150	31,685,491	972,776 1,170,659	分担金及び負担金1,253使用料及び手数料85,156国庫支出金1,559,743財産収入122,242寄附金120,731繰入金436,613諸収入7,384,049県債2,844,000県費20,104,480 20,302,363		
歳 出 合 計	529,083,121 529,281,004	457,684,788	71,398,333 71,596,216	分担金及び負担金1,732,299使用料及び手数料6,286,488国庫支出金63,627,202財産収入445,585寄附金153,936繰入金10,378,750諸収入103,545,406県債36,584,000県費306,329,455 306,527,338		

2 歳 入

第1款 県税

第1項 県民税

目	本年度	 前 年 度	比較	節		説明
	4 4 及	的千皮	<i>1</i> ∪ ¥X	区分	金額	g/L 1 77
	28,710,417		△ 1,447,383	 1 現年課税分	28,382,317	
1 個人	28,908,300	30,157,800	△ 1,249,500	1 况4 味饥刀	28,580,200	
				2 滞納繰越分	328,100	
計	31,001,667		△ 2,324,733			
Αl	31,199,550	33,326,400	△ 2,126,850			

3 歳 出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

目	本年度	前年度	比較		本年度の 財源内訳		X	節分	金	額	説	明
15 訟務費	17,685 215,568	18,151	△ 466 197,417	県 費	17,68 215,56		1 報酬			10,185	訟務管理費	17,685 215,568
							7 報償費		2(5,981)3,864		
							8 旅費			725		
							10 需用3	貴		311		
							11 役務賢	豊		368		
							13 使用# 賃借#			15		
						4	21 補償、 及び駅			100		
計	14,424,652 14,622,535	12,937,890	1,486,762 1,684,645	使用料証紙収								

国 埔 310 720	
一	
国 委 6,293	
財産収入 96,300	
繰入金 140,000	
諸収入 67,101	
県 費 10,896,548 11,094,431	
	財産収入 96,300 繰入金 140,000 諸収入 67,101 県 債 2,844,000

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

抹消したのは原案、その上に記入したのが修正後の案である。

事項	限度額	令和 2	年度末まで	の支出(見)	込)額	令和3年度以	降の支出予定額	 領	左の財源内訳	
"	限度額	期	期間		額	期間	金額		/T 0/ 於/ // // // // // // // // // // // //	
け請求(住民訴訟)事件の関連 訴訟(同住民訴訟において争われている貸付契約が無効である ことや貸付契約に対する法令の 解釈適用などが論点として含まれる訴訟をいう。)について訴 訟代理委任契約を締結(令和3 年度に締結するものに限る。)	を謄写するための費用) 及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払っ					令和3年度から訴訟代理 委任契約に係る訴訟が終 了した日から3月後の日 の属する年度まで 令和3年度から結審の年 度まで	訴(関用じ類判を及件を護規き計約た額税 訴及の で要の手ででは基土で算額締着のを 訟び範囲でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	合報る用言集の委的、酬方酬代祭しびのにに酬条弁費の委的、旧等法の理にた地範件、附及例償及書費契益日基に額委支額方囲う属びに、び面用約の本準基の任払に消内実機費準書裁等)事額弁にづ合契っ同費、費	県 費	